

2026年港区議会第3回定例会

2026年9月11日

日本共産党港区議員団

福島 宏子

港区議会第3回定例会にあたり共産党議員団を代表して質問します。去る8月21日、風見利男は生涯現役を貫き、最後まで区民の健やかな生活を願い、港区をより良くする想いを持ち続け旅立ちました。葬儀にあたり区長・議長には弔辞をいただき、部課長はじめ多くの職員の皆様、区議会議員の皆様には、ご参列いただきありがとうございました。また献身的にお手伝いいただいた事務局の皆様にご心から御礼申し上げます。

そして本日、風見利男が自ら残した原稿をもとに質問するための貴重な時間を頂きましたこと、自民党議員団・みなとみらい会議の皆様はじめ、関係するすべての皆様のご配慮に感謝申し上げます。

それでは思いを込めて質問に

1. 平和の取り組みを発展し継続することについて

戦後81年目の夏も全国各地で平和を願う声が旺盛に上がりました。港区では山の手空襲を忘れない『朗読と音楽の集い』が青南小学校で開催されました。8月の平和展、平和の集いは毎年恒例になっており、核兵器廃絶を求める署名、日本政府が核兵器禁止条約に参加するよう求める署名はとても重要です。

【質 問】

- ① 山の手空襲献花式については高齢者の参加が多いこと、6月前だということにとっても暑いことからテントと折りたたみイスを用意す

ること。給水対策を考えること

- ② 平和展のリーフレット、ポスターに区立芝公園の『港区平和の灯』と『被爆樹木Ⅱ世のクスノキとアオギリ』を掲載し、広く知らせること
- ③ 区立芝公園のクスノキとアオギリについては工事の影響で根が傷ついていないか心配です。工事事業者に掘り起こさないように指導すること。場合によっては樹木医の診断を受けること
- ④ 平和展での署名を今後も継続し、『港区平和都市宣言』にうたわれている「我が国が非核三原則を堅持することを求める」ことから国に対して港区の意思を表明すること

【区長答弁】

- ① 区は、戦災の犠牲者の追悼と世界平和を願い、表参道交差点付近の都道上に建立した記念碑「和をのぞむ」の前で、山の手空襲のあった5月25日に献花を行っております。会場は歩行者の多い都道上であり、道路管理者である東京都や警察から、通行確保と安全配慮を求められているため、現在のところ、テントや椅子の設置は困難な状況ですが、冷たい飲料水の提供や冷感タオルの配布など、主催団体の皆さんの御意見も伺いながら、熱中症対策を検討してまいります。

- ② 区では、戦争と戦災の記録を次世代に継承し、区民が平和を考える機会として、毎年度区内5か所で平和展を開催しております。

約200か所に送付している平和展のリーフレットとポスターは、各会場での展示内容や港区平和都市宣言の内容が伝わるデザインとなるよう工夫を重ねております。

「平和の灯」と「被爆樹木Ⅱ世」のクスノキとアオギリの情報については、次回の平和展開催時の告知物のレイアウトを工夫して掲載し、積極的な周知に努めてまいります。

- ③ 区では、被爆樹木Ⅱ世であるクスノキと^{また}榊ガリの周囲で工事する際は、施工業者に対し、根を傷つけたり枝葉に影響を与えないよう、慎重な施工を強く指導しております。

また、これらの被爆樹木と現在工事中の管理事務所の工事現場が近接していることから、今年度中に樹木医による診断を実施するとともに、必要に応じて成長を促す肥料を与えるなどの措置を講じてまいります。

区は、平和の象徴として、区民の平和意識の醸成に向け、これらの被爆樹木を大切に育ててまいります。

- ④ 平和展の会場において実施している核兵器禁止条約に関する署名は、平和の尊さを区民が考え、意思表示する大切な機会であり、今後も継続してまいります。昭和60年に行った港区平和都市宣言では、世界の恒久平和を願い、我が国が非核三原則を堅持することを求める姿勢を示しております。

そのため、国に対し改めて意思を表明することは考えておりませんが、引き続き平和展を含む平和事業において、港区平和都市宣言の理念を発信し、区民と共に平和への意識啓発を進めてまいります。

2. 空襲被害者への見舞金の支給について

【質 問】

23 区では世田谷区に（3 万円…1 回限り）続いて葛飾区が身体や精神に障害を負った空襲被害者に 10 万円の支給を決めました。「戦争被害者の高齢化が進んでおり、空襲で被害を受けた方々の労苦に鑑み、できる限り手厚い見舞金制度の創設に着手する」（2 月 27 日の答弁）として 9 月議会に補正予算を提出するといひます。名古屋市では毎年 10 万円、浜松市では毎年 2 万 5000 円、岐阜市と岡崎

市は毎年1万円支給しています。

港区でも先進している市や区を上回る見舞金を支給すること

【区長答弁】

戦争被害者への救済は、お住まいの自治体によって差が生じることなく、国の責任において公平かつ統一的な制度として実施されることが望ましいと考えております。

先の特別国会では、審議未了で廃案となったものの、空襲被害者救済を目指す法案が提出されたことも踏まえ、国の動向を注視してまいります。

3. 災害対策について

7月28日午後4時27分ごろ熊本地方で最大震度7の地震が発生しました。亡くなられた方々には心より哀悼の意を表するとともに被災されたみなさんに心よりお見舞い申し上げます。

テレビや新聞報道をみると、体育館などに雑魚寝という旧態依然の状況です。

【質 問】

- ① 国に対しイタリアや台湾、韓国等々のTKB48のような体制をつくるよう関係機関(全国市長会や区長会など)で働きかけること。
- ② 港区として高齢者や障害者、乳幼児が安心して避難できるよう、
 - ホテル等の避難場所を確保すること
 - 段ボールベッドを区内に備蓄すること
 - キッチンカー協会と協定を結ぶこと
 - トイレカーやシャワーカーなどを完備すること
 - 学校や保育園等の給食設備の活用を検討すること
 - 車中泊や自宅避難者の支援もしっかり行うこと

【区長答弁】

- ① 大規模災害時には、被災自治体だけで災害対応することは極めて困難であり、広域的な応援体制の構築が不可欠です。

国には、大規模災害時に被災自治体に支援自治体を割り当て、円滑な応援を可能にする対口支援方式による職員派遣の制度が整備されており、迅速かつ効果的な応援活動に寄与する重要な仕組みとなっております。

一方で、より効果的で実効性の高い支援の仕組みも必要なことから、海外のTKB48のような事例も参考にしながら、日本の実情に即した仕組みについて調査研究を進め、特別区長会等を通じて国に働きかけてまいります。

- ② 区では、高齢者や障害者、乳幼児など配慮が必要な方々が安心して避難できるよう、避難所用ベッドの区内備蓄やホテル等の避難場所の確保を進めており、それぞれ必要量の確保に向けて取組を加速させてまいります。

また、トイレカーやシャワーカーなどの確保、キッチンカーや給食設備の活用、避難所以外の避難者への支援については、他自治体の事例研究を行うなど、幅広い課題を踏まえた検討を進め、速やかに実行してまいります。

関係する事業者との協定締結による手法を含め、衛生環境の確保と福祉的視点に立った安心できる避難所環境の充実に取り組んでまいります。

4. 会計年度任用職員の休暇の改善について

【質 問】

東京公務公共一般労組の調査によると、今年度（2026年度）から23区すべてで病気有給休暇を実施したことが明らかになりました。

日数は3日から15日と様々です。15日は千代田、品川、中野、杉並の4区、10日取得は8区に対し港区は5日です。疾病ごとの区もあります。

港区も先進区に倣い病気有給休暇を15日間に増やすこと

【区長答弁】

区は、会計年度任用職員に対して、疾病等で一時的に職務の継続が困難になった場合でも、十分に療養した上で安心して職務に復帰できる体制を整えております。

任期が6月以上である会計年度任用職員については、有給休暇として5日間、その後90日に到達する日までは無給休暇として病気休暇を取得可能としております。

今後、さらに会計年度任用職員が安心して働き続けられるよう、他自治体の制度を参考に、病気休暇制度の更なる改善に向けて積極的に取り組んでまいります。

5. 会計年度任用職員の住居手当と扶養手当について

【質 問】

人事院は非常勤国家公務員に住居手当と扶養手当を支給する方針を決めました。あわせて地方自治体で働く会計年度任用職員にも住居手当・扶養手当を支給することを念頭に検討を進めています。

国から指示があった際は遅れることなく支給できるように準備をすること

【区長答弁】

特別区職員の住居手当や扶養手当などの給与に関しては、特別区共通基準として特別区職員労働組合連合会等との特別区統一交渉を踏まえて決定しております。

区においては、引き続き国の動向を注視するとともに、特別区

統一交渉の結果、取扱いが決定した際には、速やかに実施してまいります。

6. 職場の昼休みの消灯について

【質 問】

食堂や休憩室など十分なスペースがあれば昼食はそこでできます。しかし十分でないために致し方なく、暗い職場、自分の机で昼食を食べることになります。折角のお弁当の美味しさが半減、精神衛生上もよくありません。

明るい照明の中で食事ができるように配慮すること

【区長答弁】

区では、港区環境行動指針に基づき、省エネルギーの取組として昼休みの時間帯の消灯を実施しております。一方で、職員の健康面や休憩環境にも十分配慮する必要があると考えております。

このため、自席で昼食をとる職員がいるなど、消灯することで食事に支障がある場合には、必要な範囲で照明を点灯するなど柔軟に対応しております。

今後も、職員の理解を得ながら、照明点灯時間短縮による省エネルギーの推進と働きやすい職場環境の両立を図ってまいります

7. 民泊および旅館業法の規制強化について

東麻布にオープン予定の『シフトホテル』で6月29日に近隣住民向けの説明会がありました。事業主はリアルゲイト、運営は株式会社スクイーズです。フロントは置かない、顔認証などは必要なく暗証番号だけでチェックインできるなど近隣住民からすれば非常に怖いシステムです。トラブルの際には10分以内に駆けつけるように決められていますが、アルソックが駆けつけるといいますから説

明会参加者は怒り心頭です。

【質 問】

- ① 民泊および旅館業はそこに住んでいる住民たちに迷惑をかけてはならない事業です。近隣住民への説明会の開催、協定書の締結を義務付けること
- ② 有人のフロント設置を義務付けること。フロントが無い場合も従業員を常駐させること
- ③ トラブル対応はアルソックでは解決できません。判断できる職員が駆けつけること
- ④ 住民の生活を守るためにも上記を盛り込んだ条例改正を行うこと

【区長答弁】

- ① 区では、旅館業の手続として、港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要綱に基づき、近隣住民の要望があれば説明会の開催、協定書の締結を強く指導しております。
- ② 区は現在、区民生活との調和を図る観点から、緊急時や苦情発生時に迅速に対応できるよう、旅館業の施設内に従業員を常駐させることも含め、住宅宿泊事業及び旅館業の規制について検討を進めております。
- ③ 区では、緊急時に対応する従業員などの待機場所を直接訪問し、速やかな駆け付けが可能であるかを確認しております。今後、必要に応じ、法令の規定を満たしているか確認してまいります。
- ④ 近年、住宅宿泊事業や旅館業施設の増加とともに、近隣住民からの苦情及び相談件数が増加しており、区民生活との調和を図る観点から規制強化が必要と考えております。

今後、旅館業の施設内への従業員の常駐も含め、規制を強化

し、区民が安心して暮らすことができるよう、早期の条例改正に向けて検討を進めてまいります。

8. 高齢者の免許返納について

【質 問】

年をとってブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大事故が多発しています。（私も 50 年以上無事故無違反でしたが、子どもや孫に言われて免許を返納しました。）返納することで外出の足を失うことになります。

事故を未然に防ぐためにも返納のきっかけになればと、外出の足代わりにタクシー券を支給してはいかがでしょうか？

【区長答弁】

区ではこれまでも、高齢者の移動支援として、コミュニティバス乗車券の交付や福祉キャブの運行に取り組んでまいりました。

今年度から東京都シルバーパス購入費助成事業を開始し、高齢者の外出機会の確保や社会参加の促進に努めております。また、交通安全施策として、高齢運転者に対する講習や認知機能検査の受講促進、自主返納に関する普及啓発にも取り組んでおります。

免許返納を促すことを目的としたタクシー券の支給については、まずは現在実施している移動支援策の更なる利用促進に取り組み、高齢者の移動支援を推進してまいります。

9. 特別養護老人ホームの早期建設について

特養ホームの 2026(令和 8)年度前期の入所状況をみると、7 月 16 日現在、登録者 389 人、入所者数 56 人、問題は入所できずに亡くなった方が 25 人です。現時点で 254 人が入所待ちしています。特養ホームの増設は待ったなしです。

【質 問】

- ① 都営南青山一丁目第2アパートと南一児童遊園跡地や白金4丁目旧三光宿舎などを取得し、特養ホーム建設をすすめること
- ② 特養ホームの入所の判定に当たって港区内在住年数も加味されます。しかし他区と比べると長年住んでいるのに点数が低すぎるとの苦情が区民から寄せられています。居住年数の評価を他区並みに改善すること

【区長答弁】

なんいち

- ① 都営南青山一丁目第2アパートや南一児童遊園跡地、白金四丁目の国有地につきましては、東京都や国に対し、今後の人口増加に伴う施設需要の拡大や地域課題の解決に対応するため、区として幅広い視点から活用の必要性を訴え、実現に向けた働きかけをしております。現在、それぞれの土地の活用方法について、東京都や国において検討が進められています。

引き続き、東京都や国と緊密に連携するとともに、これらの用地活用が可能となった場合には、特別養護老人ホームをはじめとする必要な施設の整備に向け、機会を逃すことなく、迅速かつ積極的に検討してまいります。

- ② 特別養護老人ホームへの入所につきましては、介護の必要性が高く、在宅生活の継続が困難な方を優先とすることが基本であると考えております。

区は、特別養護老人ホームの入所判定において、要介護度や認知症の状況、介護者の有無、住環境など、入所の必要性に関する様々な要素を総合的に勘案し、公平かつ客観的な基準に基づいて入所順位を決定しております。

区内在住期間については、地域とのつながりに配慮する観点から判定項目の一つとして位置付けておりますが、その在り方や反映の程度については、調査・研究をしてまいります。

10. 北青山三丁目バス停の利用について

【質 問】

北青山三丁目と南青山三丁目をつないでいた青山通りの横断歩道が廃止され青山三丁目方向に移動しました。そのため、日赤医療センターや六本木ヒルズ方面に行く表参道駅バス停に行くにはかなり歩いて交差点を渡らなければなりません。

新しくできた横断歩道を渡ったところにあるハチ公バス用の北青山三丁目バス停にちいばす用のバス停を新設すること

【区長答弁】

ハチ公バスの北青山三丁目バス停にちいばすのバス停を設置する場合、ちいばすの南青山三丁目交差点バス停からの距離が約110メートルとなります。

ちいばすのバス停は、通常、約300メートルの間隔を目安に設置しております。

そのため、北青山三丁目バス停への新設は予定しておりませんが、引き続き、ちいばすの利便性向上に努めてまいります。

11. 入学準備金の給付について

私たちの長年の要望が実り、入学祝い金が盛り込まれました。入学準備には多額のお金がかかります。「子育てするなら港区」「教育の港区」を言う港区として他区に遅れをとってはなりません。財政豊かな港区です。さらなる高みを目指して、小学校は20万円、中学校

は 30 万円、高校生は 50 万円の入学準備金を今後に向けての要望とします。

12. 私立小・中学校の給食費相当額の支給について

わが党区議団の粘り強い提案で私立小・中学校等(区立小・中学校に以外の学校に在学)に通う児童・生徒の家庭に給食費相当額の支給を決めました。担当部署の決断には敬意を表します。しかし支給額は東京都の基準通りで、区立小・中学校とはかい離があります。この期に及んで何故格差をつける必要があるのか疑問です。

【質 問】

- ① 私立学校等に通う児童・生徒を差別する根拠を明らかにしていただきたい
- ② 同じ区民である以上区立小・中学校の無償と同額にすること
- ③ 学校に行きたくても行けない不登校の児童・生徒にも支給すること

【教育長答弁】

- ① まず、私立学校等に通う児童・生徒に差を設ける根拠についてです。

区立小・中学校の給食費については、区が学校設置者の立場で、物価高騰や国の動向を踏まえ、不徴収としております。

一方、私立小・中学校等に通う児童・生徒保護者に対する給食費相当額の支給については、東京都が広域自治体の立場で、区市町村間の取組の均衡を図るために創設した補助事業を、区が活用し、実施するものです。

教育委員会としては、根拠とする制度の考え方に違いがあるものと認識しております。

- ② 都内の様々な自治体から私立小・中学校等に通う児童・生徒の保

護者への給食費相当額の支給については、東京都が自治体間の均衡を図るため、一定の基準を定め、区市町村に対し支給を促しております。

区は、私立学校等の給食内容等の実態や、かかる経費が多様であることも踏まえ、東京都が定める基準額に基づき、支給をしてまいります。

- ③ 今回の私立学校等給食費相当額支給は、港区に住民登録があり、区立小・中学校以外に就学している全ての児童・生徒の保護者に対し行うものです。

そのため、私立学校等に就学しながら不登校になってしまった場合でも相当額の支給を行います。

今後も、子どもたちの学びを支える環境整備に努めてまいります。

1 3. 修学旅行の無償化について

【質 問】

23 区ではすでに 12 区が修学旅行の無償化を行っています。港区でも無償化に踏みだすべきです。海外での修学旅行を実施しているから負担が大変というでしょう。しかし海外修学旅行を決めたのは教育委員会と港区です。生徒や保護者には何の責任もありません。区民の理解を得たうえで、港区も修学旅行費用の無償化に踏みだすべきです。

【教育長答弁】

海外修学旅行の参加に当たっては、現在、保護者負担金として、一律 5 万円を徴収しており、就学援助受給世帯については免除しております。

現在、令和 9 年度以降の修学旅行の方向性について、総合的に検

討を進めており、保護者負担金についても、保護者や区民等の意見を踏まえ、方針をお示しする予定です。